

鳥取県告示第108号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）において公衆の縦覧に供する。

平成21年2月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
倉吉都市計画、羽合都市計画、東郷都市計画、三朝都市計画及び北条都市計画下水道 天神川流域下水道
- 2 都市計画を変更する内容
排水区域の表示